

平塚市産婦健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産婦の身体的な機能の回復、授乳状況及び精神状態の早期把握等を目的とした、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項の規定に基づき、本市が行う産婦の健康診査(以下「健診」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健診を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、健診受診時に本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されている産婦とする。

2 その他市長が必要と認める者とする。

(実施医療機関)

第3条 健診を実施する医療機関は、神奈川県産科婦人科医会(以下「産科婦人科医会」という。)に健診費用の請求を行うことのできる医療機関(以下「実施医療機関」という。)及び市長が必要と認めた医療機関(以下「委託医療機関」という。)とする。

(健診費用の補助)

第4条 本市は、受診者が実施医療機関又は委託医療機関に支払うべき健診の費用を補助する。

2 前項の規定による補助は、対象者が妊娠の届出をした際に平塚市産婦健康診査費用補助券(様式1号)((以下「補助券」という。)を対象者に交付することにより行う。なお、対象者が他の地方公共団体において妊娠の届出をした場合にあつては、本市に転入の届出をした後に交付することにより行う。

3 補助券の金額は健診に要する費用とし、別表に定める額を上限とする。ただし、当該健診に要した費用がこれに満たないときは、その額とする。

(健診の実施方法等)

第5条 補助の対象となる健診は、次に掲げる方法等により実施されるものとする。

(1) 健診の内容

ア 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)

イ 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)

ウ 体重・血圧測定

エ 尿検査（蛋白・糖）

オ エジンバラ産後うつ質問票（以下、EPDS）を用いたアセスメント

(2) 健診の回数は1回とする。

(3) 健診の時期は、おおむね産後1か月以内とする。

（健診の事後指導）

第6条 実施医療機関及び委託医療機関は、健診結果を速やかに対象者（以下「受診者」という。）に対しその結果を説明し、母子健康手帳に記録する。健診の結果、さらに精密な健診又は医療を要する受診者に対して、適切な医療を受けられるよう専門医療機関を紹介する等受診指導するものとする。

2 実施医療機関又は委託医療機関は、受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその受診結果を本市に報告するものとする。

ア 「産後の気分」について、一項目以上該当したとき。

イ EPDSの結果が9点以上であったとき。

ウ EPDSの質問項目10が1点以上であったとき。

エ 特定妊婦、ハイリスク妊婦であったとき。

オ その他実施医療機関又は委託医療機関が身体面、精神面等の継続支援が必要であると判断したとき。

3 前項の規定による報告があったときは、本市はその内容に応じて、訪問指導、産後ケア事業等による適切な支援を行う。

（健診の実施及び実施医療機関における補助券の取扱い）

第7条 補助券の交付を受けた対象者は、補助券に所定の事項を記載の上、これを母子健康手帳とともに実施医療機関又は委託医療機関に提出し、健診を受ける。

2 実施医療機関は、補助券に健診の必要事項を記載し、これを取りまとめた上、産科婦人科医会に、その指定する期日までに提出するものとする。

3 産科婦人科医会は、補助券に記載された内容、受診件数等を確認した後、市長に、その指定する期日までに提出するものとする。

（産科婦人科医会への支払）

第8条 産科婦人科医会は補助券の金額の合計額に相当する金額及び集計等に係る事務費

を本市に請求し、本市はこれを支払う。

(委託医療機関における補助券の取扱い)

第9条 委託医療機関における補助券の取扱いは、本市との委託契約に定めるところによるものとする。

(償還払い)

第10条 本市は、対象者が実施医療機関及び委託医療機関以外の医療機関において健診を受診した場合において、受診者が医療機関に支払うべき健診の費用を補助することができる。この場合にける補助は別に定めるところにより行うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の周知)

第12条 市長は、事業の円滑な実施を図るため、実施医療機関又は受託医療機関、その他関係団体の協力を得て、事業の周知徹底を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、令和4年7月15日以後に実施する健診から適用する。

別表(第4条関係)

区分	上限額
産婦健康診査	3,000円